

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

－ 貸付・返還の手引き －

【 書類の提出先及び問い合わせ先 】

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
地域福祉部生活支援係

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番31号

電話：023-622-5699

※申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。 山形県社会福祉協議会 <http://www.ymgt-shakyo.or.jp/>

※最新の様式はホームページを御確認ください。

目 次

1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度について	2
2. 貸付申請から資金交付までの流れ	7
3. 養成機関に在学中の手続き【入学準備金借受人のみ】	8
4. 養成機関修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	9
5. 養成機関修了後の手続き（返還の場合）	11
6. 業務従事者とみなす求職活動について	12
7. 手続きに必要な提出書類一覧【 <u>入学準備金</u> の借受人】	14
8. 手続きに必要な提出書類一覧【 <u>就職準備金</u> の借受人】	17
9. 様式集	19

1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度（以下「訓練促進資金」という）について

【概要】

- 1 この資金は、山形県在住のひとり親家庭の資格取得の促進を図るため、「高等職業訓練促進給付金」の支給を受ける方で、養成機関を修了し、資格を取得し、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方に貸付ける資金です。
- 2 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に山形県内において就職し、得た資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合は返還債務の全部が免除されるほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。

(1) 貸付制度の根拠

- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会山形県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱（以下「県社協要綱」という）
- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会山形県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度運営要領（以下「県社協要領」という）
- ・ 山形県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事務取扱要領

(2) 実施主体

社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける方。
- ② 山形県に住民登録をしている方
- ③ 高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方。
- ④ 他の都道府県で本訓練促進資金を借り受けていない方。

(4) 貸付内容

貸付金額は、次の金額を上限とします。

- ① 入学準備金 500,000円
高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金
- ② 就職準備金 200,000円
高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の課程を修了し、資格を取得した方が就職する際の準備金

(5) 貸付利子

連帯保証人を立てる場合は無利子とします。連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は年 1.0 パーセントの利率です。なお、返還期限を過ぎた場合は年 3%の延滞利子を徴収します。

(6) 連帯保証人

貸付けを希望する方が未成年の場合は、法定代理人（親権または後見人）とします。

連帯保証人は、貸付けを受けた方と連帯して債務を負担し、その保証債務は県社協要綱第 12 の規定による延滞利子（年 3.0%の利率）を含みます。

(7) 申請手続き《後掲「貸付申請から資金交付までの流れ」参照》

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。貸付けの申請手続きは、高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った福祉事務所の母子・父子自立支援員に相談のうえ、申請してください。

- ① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第 1 号）
- ② 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- ③ 住民票謄本（世帯全員のもの）
- ④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱同意書（様式第 2 号）
- ⑤ 連帯保証人の収入を証明する書類（任意様式。源泉徴収票等直近の年間収入額がわかるもの）
- ⑥ 養成機関の在学証明書又は合格通知書の写し【入学準備金申請者のみ】
※合格通知書の写しを提出した方が貸付を承認された場合は、貸付金交付後 2 週間以内に在学証明書を提出のこと
- ⑦ 養成機関の課程を修了したことを証明する書類【就職準備金申請者のみ】
- ⑧ 当該養成機関を経て取得した資格を証明する書類【就職準備金申請者のみ】
- ⑨ 返信用封筒
- ⑩ 連帯保証人がいる場合は、収入印紙（200 円）を貸付申請書に貼付し消印
- ⑪ その他、県社協会長が必要と認めた書類

(8) 貸付の決定

貸付の可否は、貸付等審査会で審査のうえ決定します。貸付決定の場合、県社協会長と貸付決定者との間で貸付に係る契約（以下、「貸付契約」という。）を締結していただきます。（以後、県社協会長と貸付契約を締結した主たる債務者を「借受人」という。）貸付契約を締結した後に貸付金が交付されます。

(9) 資金の交付

県社協会長が定めた日に一括で交付します。

(10) 貸付契約の解除

県社協会長は次のいずれかに該当することとなった場合は、貸付契約を解除します。

- ①退学したとき。
- ②心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなった認められるとき。
- ③死亡したとき。

- ④借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- ⑤その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(11) 資金の返還《後掲「養成機関を修了後の手続き（返還の場合）」参照》

借受人は、次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

- ① (10) に該当した場合
- ② 借受人が養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
- ③ 借受人が山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
返還金は原則として月賦により、指定された金融機関口座へ送金いただきます。
返還期間は、入学準備金にあつては4年以内、就職準備金にあつては2年以内、その両方を借り入れた場合は6年以内とします。

(11) に該当する場合、「訓練促進資金返還計画（様式第15号）」を提出していただきます。

(12) 返還の猶予《後掲「養成機関を修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）」参照》

次に該当する場合は、県社協会長は当該事由が継続する期間、訓練促進資金の返還を猶予することができます。

- ① 借受人が、訓練促進資金の貸付を中止された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- ② 借受人が、当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- ③ 借受人が、当該養成機関を修了後、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事しているとき。
- ④ 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき。

借受人には、訓練促進資金の返還猶予を希望する場合、関係書類を添えて「訓練促進資金返還猶予申請書（様式第11号）」を提出していただきます。

(13) 返還の免除《後掲「養成機関を修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）」参照》

次に該当する場合は、県社協会長は訓練促進資金の返還を免除することができます。

- ① 借受人が養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続きその業務に従事した場合。【全額免除】
- ② 借受人が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合。【全額免除】

- ③ 借受人が、一定期間以上、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事したとき【一部免除】。但し、特別な事情がなく恣意的に退職した者を除く。
- ④ 借受人が死亡し、又は障がい、行方不明等により訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき。但し、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど真にやむを得ない場合に限る。【全額又は一部免除】

借受人には、訓練促進資金の免除を希望する場合、関係書類を添えて「訓練促進資金返還免除申請書（第12号様式）」を提出していただきます。

(14) 届出義務について

借受人は、債務が消滅するまでの間において次に掲げる事情が生じた場合、県社協会長に届出をしなければなりません。

- ① 借受人または連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき。
- ② 借受人が養成機関を進級、休学、留年、復学、修了したとき。
- ③ 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- ④ 借受人が訓練促進資金を解約するとき。
- ⑤ 借受人が就職または離職したとき。
- ⑥ 借受人が養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
- ⑦ 借受人が養成機関修了後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- ⑧ 借受人が養成機関で修学した資格を取得できなかったとき。
- ⑨ 借受人が山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
- ⑩ 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。
- ⑪ 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき。

(15) 借受人の責務

- ① 借受人は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活が継続できるよう努めなければなりません。
- ② 借受人は、県社協から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければなりません。

(16) 連帯保証人の責務

① 返還の責務

連帯保証人は、借受人と連帯して訓練促進資金を返還しなければなりません。

② 連帯保証人による諸手続き

借受人が死亡し、又は障がい、行方不明、災害、疾病、負傷、その他の事情により自ら(11)、(12)、(13)、(14)に規定する手続きを行うことができないときは、

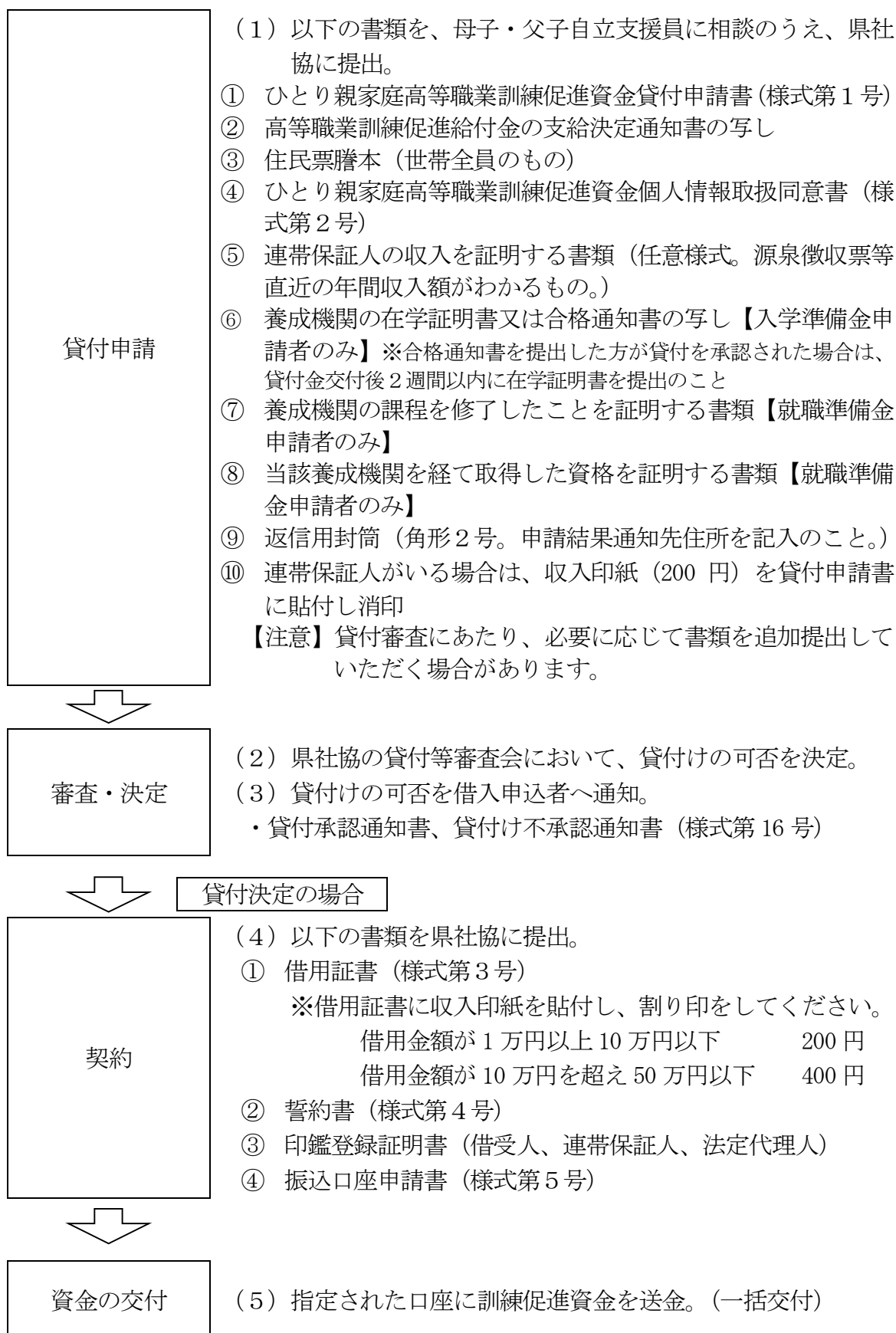
当該借受人の連帯保証人がこれを行わなければなりません。

- ③ 連帯保証人は、県社協から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければなりません。

(17) 相続人の責務

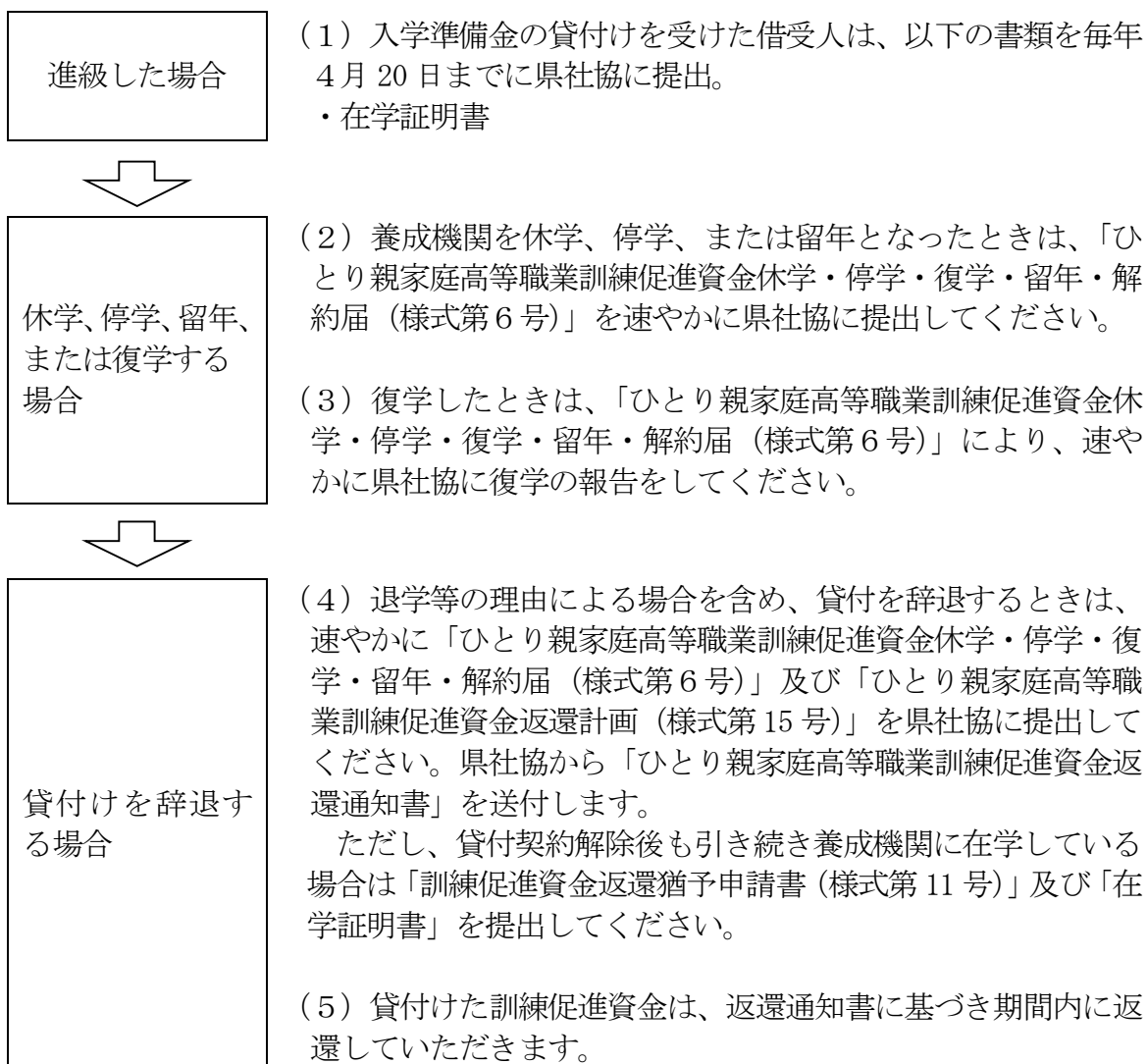
借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人は、遅滞なく、「訓練促進資金 異動届」(様式第7号)とその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に届け出なければなりません。

2. 貸付申請から資金交付までの流れ



※ 在学中、進級した場合は「在学証明書」を県社協へ提出。【入学準備金借受人のみ】

3. 養成機関に在学中の手続き【入学準備金借受人のみ】

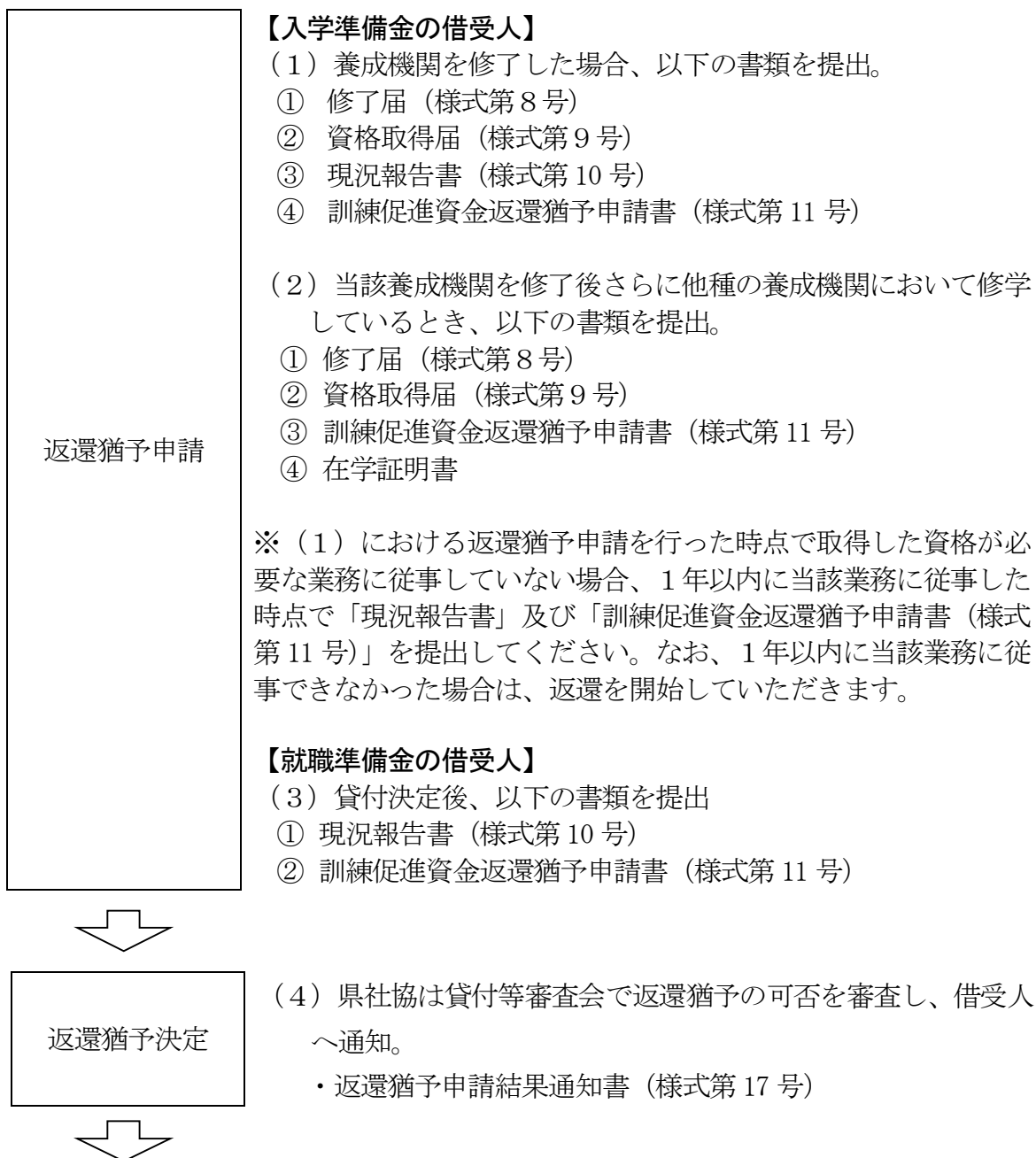


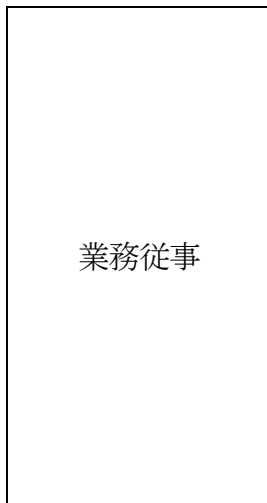
<参考>養成機関を修了した際の手続き

- (1) 修了し、資格を取得した場合
 - 「修了届」、「資格取得届」、「現況報告書」、「返還猶予申請書」提出
- (2) 当該養成機関修了後、さらに他種の養成機関で修学している場合
 - 「修了届」、「資格取得届」、「在学証明書」、「返還猶予申請書」（猶予申請期間は修学期間）提出
- (3) 修了したが資格を取得できず、資格取得へ向けた活動を行っている場合
 - 修了時点で求職中の場合
 - 「修了届」、「現況報告書」、「返還猶予申請書」（猶予申請期間は最大1年分）提出
- (3)の場合、その後、
 - ① 取得した資格が必要な業務に従事した場合
 - 「現況報告書」、「返還猶予申請書」（猶予申請期間は最大5年分）
 - ② 取得した資格が必要な業務に、修了後1年以内に従事できなかった場合
 - 「返還計画」提出 ⇒ 返還
 - ③ 資格を取得できなかった場合
 - 「返還計画」提出 ⇒ 返還
- (4) 当該養成機関で取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
 - 「返還計画」提出 ⇒ 返還

4. 養成機関修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

◎当該養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、山形県内において取得した資格が必要な業務に従事した場合には返還の猶予、さらには5年間引き続きその業務に従事した場合には貸付けた訓練促進資金の返還免除を受けることができます。

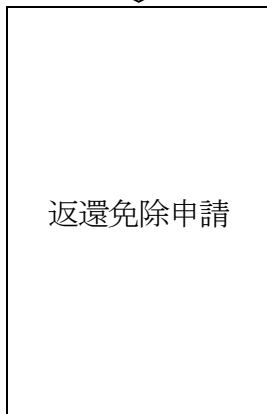




資格取得後、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事している期間は返還猶予となります。

(5) 返還猶予期間中は、毎年4月に「現況報告書（様式第10号）」を必ず県社協に提出。

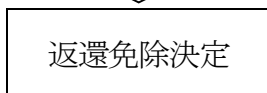
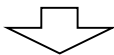
(6) 離職（退職や失業）等の場合は、「異動届（様式第7号）」「業務従事期間証明書（様式第13号）」により速やかに県社協に報告。返還を開始していただきます。（再就職のために求職活動を行っている場合には、返還猶予となる場合もあります。詳しくは後掲「業務従事中とみなす求職活動について」をご覧ください。）



原則として5年間引き続き山形県内において業務に従事した場合、返還免除となります。ただし、一旦離職したものの再就職のために求職活動している場合は、一定の条件のもと「継続して業務に従事した」とみなされる場合があります。詳しくは後掲「業務従事中とみなす求職活動について」をご覧ください。

(7) 返還免除申請に係る以下の書類を県社協に提出

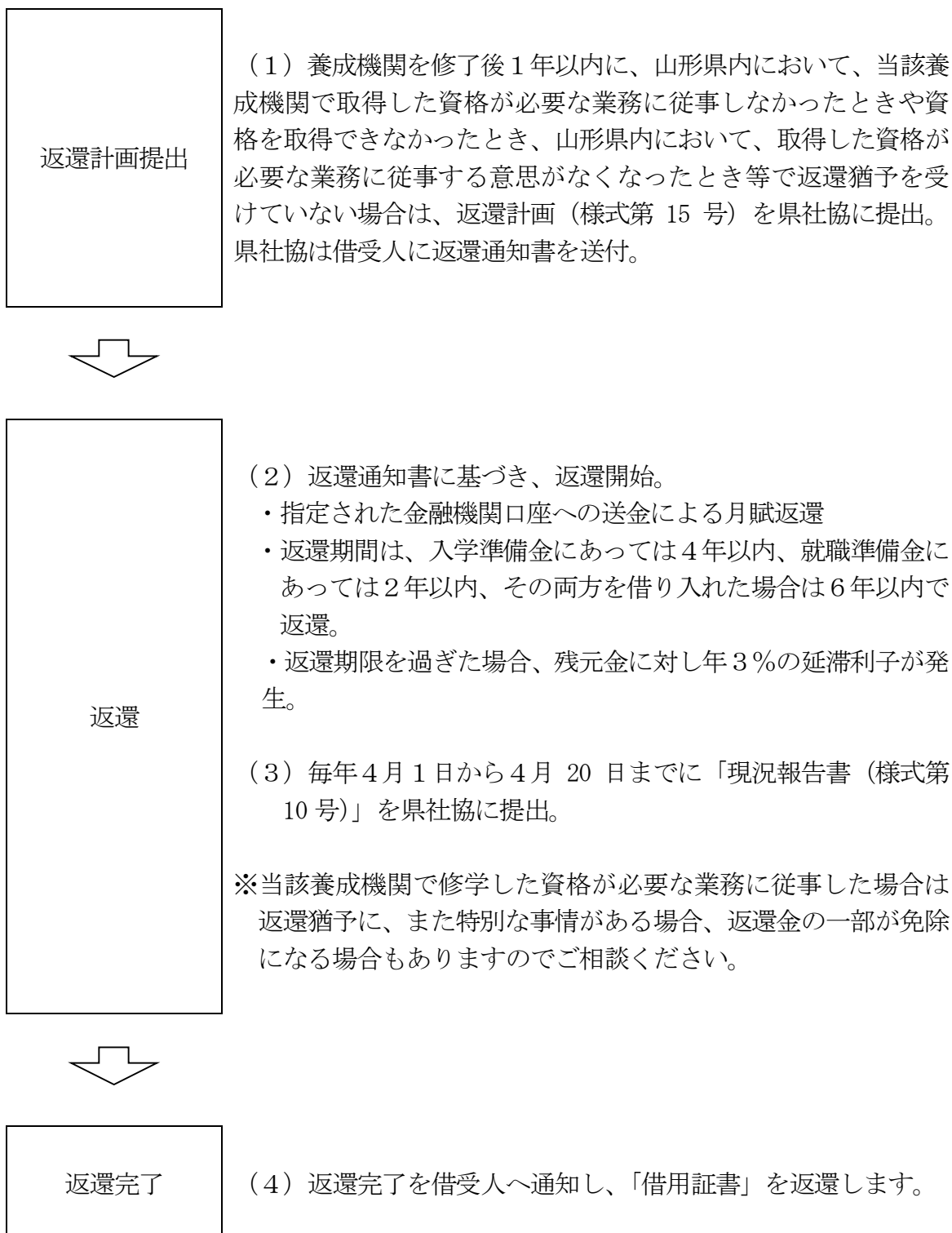
- ・ 訓練促進資金返還免除申請書（様式第12号）
- ・ 業務従事期間証明書（様式第13号）



(8) 県社協は返還免除の可否を借受人へ通知し、免除決定の場合は「借用証書」を返還します。

5. 養成機関修了後の手続き（返還の場合）

◎当該養成機関を修了後1年以内に、山形県内において、当該養成機関で取得した資格が必要な業務に従事しなかった等返還猶予を受けていない場合



6. 業務従事中とみなす求職活動について

一旦離職したが、再就職のために以下のいずれかの求職活動を行っている場合には、最長1年間（通算）、求職期間中も継続して就業しているものとみなされ、業務に従事した期間に算入されます。

借受人は、公共職業安定所長等就労支援機関等に求職登録をしたうえで、毎月、(1)～(3)に記載の書類を添付して提出してください。

なお、1年を超える求職期間については、「継続して就業した期間」には含めませんが就業中とみなされる場合がありますのでご相談ください。

<就業期間とみなされる求職活動>

以下の(1)～(3)の活動が就業期間とみなされます。

求職活動中は「求職活動状況報告書」（様式第14-1号）とともに、(1)～(3)に定める様式を毎月提出してください。

(1) 月1回以上求人への応募を行った場合

【提出書類】

- 応募したことを証する書類の写し、または「求職活動確認票」（様式第14-2号）

なお、求職活動確認票（様式第14-2号）を使用する場合は、就労支援機関等から確認の押印をしてもらってください。

(2) 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・公共職業安定所長、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等
- ・公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

〔注〕単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所長・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

【提出書類】

- 職業相談、職業紹介などの活動を行ったことを証する書類の写し、または「求職活動確認票」（別記様式第14-2号）

なお、求職活動確認票（別記様式第14-2号）を使用する場合は、就労支援機関等から確認の押印をしてもらってください。

(3) 以下の職業訓練等を受講している場合

- ・公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講している場合
- ・就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講している場合
- ・公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合
- ・公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

【提出書類】

- 職業訓練等を受講していることを証する書類（職業訓練受講の証明書の写し又は支援計画書の写し等）

7. 手続きに必要な提出書類一覧【入学準備金の借受人】

(1) 在学中

事項	書類	様式	備考
・進級したとき【全員必須】	在学証明書		毎年4月20日まで県社協に提出。
・停学になったとき	休学・停学・復学・ 留年・解約届	様式6	
・復学したとき			
・休学したとき			
・留年したとき			
・解約したいとき（引き続き養成機関に在学している場合）	休学・停学・復学・ 留年・解約届	様式6	退学した場合は別欄をご覧ください。
	返還猶予申請書	様式11	
	在学証明書		
・退学したとき（修学した資格が必要な業務に従事していない場合）	休学・停学・復学・ 留年・解約届	様式6	返還通知書に基づき返還してください。
	返還計画	様式15	
・退学したとき（修学した資格が必要な業務に従事した場合）	休学・停学・復学・ 留年・解約届	様式6	就業先より証明していただきます。
	現況報告書	様式10	
	返還猶予申請書	様式11	
・借受人及び連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき	異動届	様式7	
・借受人及び連帯保証人が死亡したとき	異動届	様式7	死亡したときは死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付
	返還計画	様式15	借受人が死亡したときは相続人や連帯保証人等より返還いただきます。

7. 手続きに必要な提出書類一覧【入学準備金の借受人】

(2) 修了後

事 項	提出書類	様式	備 考
・修了時（山形県内において、修学した資格が必要な業務に従事していない場合） <u>【全員必須】</u>	修了届	様式 8	
	資格取得届	様式 9	
	現況報告書	様式 10	
	返還猶予申請書	様式 11	最長 1 年
・修了時（山形県内において、修学した資格が必要な業務に従事した場合） <u>【全員必須】</u>	修了届	様式 8	
	資格取得届	様式 9	
	現況報告書	様式 10	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 11	
・ <u>毎年 4 月 1 日【全員必須】</u>	現況報告書	様式 10	<u>毎年 4 月 20 日まで</u> 県社協に提出。
・修了後、さらに他種の養成機関で修学している場合	修了届	様式 8	
	資格取得届	様式 9	
	返還猶予申請書	様式 11	修学期間
	在学証明書		
・修了時は未定だったが、その後山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事した場合	現況報告書	様式 10	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 11	
・離職したとき（本『手引』 6 に定める求職活動をしている場合）	異動届	様式 7	
	業務従事期間証明書	様式 13	離職した勤務先より証明していただきます。
	求職活動状況報告書	様式 14-1	その他、求職活動内容に合致した証明書類を添付
・離職したとき（本『手引』 6 に定める求職活動をしていない場合） ・養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内にその資格が必要な業務に従事しなかった場合 ・養成機関で修学した資格を取得できなかった場合 ・養成機関で修学した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき ・業務外の事由で心身の故障により業務に従事できなくなったとき	異動届	様式 7	
	業務従事期間証明書	様式 13	離職した勤務先より証明していただきます。（業務従事していたときのみ）
	返還計画	様式 15	返還通知書に基づき返還してください。
・離職したが、山形県内において、取得した資格が必要な業務に再度従事	現況報告書	様式 10	就業先より証明していただきます。

した場合	返還猶予申請書	様式 11	
・災害、疾病、負傷等により就業できないとき	返還猶予申請書	様式 11	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
・借受人及び連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき	異動届	様式 7	
・借受人及び連帯保証人が死亡したとき	異動届	様式 7	死亡したときは死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付
	返還計画	様式 15	借受人が死亡したときは相続人や連帯保証人等より返還いただきます。
・養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就職し、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき	返還免除申請書	様式 12	

※上記の他、「一定期間の就業の後、やむを得ない事由での退職等」の場合等返還猶予や一部返還免除等が認められる場合がありますので、状況が変わった場合は随時ご連絡ください。

8. 手続きに必要な提出書類一覧【就職準備金の借受人】

事 項	提出書類	様式	備 考
・貸付決定後【全員必須】	現況報告書	様式 10	就業先が決まっている場合は、就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 11	
・毎年4月1日【全員必須】	現況報告書	様式 10	毎年4月20日まで県社協に提出。
・山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事した場合	現況報告書	様式 10	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 11	
・離職したとき（本『手引』6に定める求職活動をしている場合）	異動届	様式 7	
	業務従事期間証明書	様式 13	離職した勤務先より証明していただきます。
	求職活動状況報告書	様式 14-1	その他、求職活動内容に合致した証明書類を添付
・離職したとき（本『手引』6に定める求職活動をしていない場合） ・養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内にその資格が必要な業務に従事しなかった場合 ・養成機関で修学した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき ・業務外の事由で心身の故障により業務に従事できなくなったとき	異動届	様式 7	
	業務従事期間証明書	様式 13	離職した勤務先より証明していただきます。（業務従事していたときのみ）
	返還計画	様式 15	返還通知書に基づき返還してください。
・災害、疾病、負傷等により就業できないとき	返還猶予申請書	様式 11	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
・借受人及び連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき	異動届	様式 7	
・借受人及び連帯保証人が死亡したとき	異動届	様式 7	死亡したときは死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付
	返還計画	様式 15	借受人が死亡したときは相続人や連帯保証人等より返還いただきます。
・養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就職し、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき	返還免除申請書	様式 12	

連 絡 先

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
(担当：地域福祉部 生活支援係)

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番31号

TEL：023-622-5699 / FAX：023-626-1623